

令和 02 年度 事務事業評価書

新継区分	継続	事務事業名称	012 生活保護措置事業				
担当部	030000 福祉部		課・室	030201 社会福祉課	所属長名	玉城 和枝	

(1) 基本情報

基本目標		003 元気のつながるまち(健康・医療・福祉)	施 策	003 社会福祉基盤の充実
事務事業期間		不明 ～	会計種別	01 一般会計
経費の性質		1 義務的必要経費	実施計画対象	1:対象
事業概要 要	実施方法	直接実施	実施根拠 (法令や条例等)	生活保護法 生活保護法施行令 生活保護法施行規則
	目 的	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。		
	対 象	被保護者		
	活動内容	生活保護費の支給		
	意図（成果）	生活に困窮した者に対し必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。		

(2) コスト及び成果

		単位	H31年度決算	R02年度予算	R03年度予算	R04年度予算	R05年度予算
事業費		千円	2,286,468	2,317,723	2,365,268	2,365,268	2,365,268
財源内訳	国庫支出金	千円	1,644,406	1,671,139	1,764,800	1,764,800	1,764,800
	県支出金	千円	55,816	67,006	58,638	58,638	58,638
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	22,613	22,751	12,200	12,200	12,200
	一般財源	千円	563,633	556,827	529,630	529,630	529,630

この事務事業の業務量を数値化したもの・・・活動指標			この事務事業の成果を数値化したもの・・・成果指標		
活動指標名	単位	左記の活動指標とした理由	成果指標名	単位	左記の成果指標とした理由
保護世帯数	世帯	生活に困窮した者に対し必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	保護世帯数	世帯	生活に困窮した者に対し必要な保護を行い、傷病の治癒・働きによる収入の増加等により保護を要さなくなる者は自立となる。
面接相談件数	件	相談者が要保護状態にあるかの確認、他法他施策活用への助言、保護制度の説明を行う。保護申請の意思を確認し申請手続きを行う。	就労支援を行った者	件	被保護世帯に対して、就労による経済的な自立を目指す
			就労支援を行った者からの就労数	件	被保護世帯に対して、就労による経済的な自立を目指す

活動指標	指標名	単位	区分	H31年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
	保護世帯数	世帯	計画値	1,000	1,020	1,040	1,060	0
			実績値	0	0	0	0	0
	面接相談件数	件	計画値	270	290	310	330	0
			実績値	0	0	0	0	0
			計画値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0

成果指標	指標名	単位	区分	H31年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
	保護世帯数	世帯	計画値	1,000	1,020	1,040	1,060	0
			実績値	984	995	0	0	0
	就労支援を行った者	件	計画値	50	55	60	65	0
			実績値	41	34	0	0	0
	就労支援を行った者からの就労数	件	計画値	0	0	0	0	0
			実績値	20	23	0	0	0

妥当性	①事務事業を実施する妥当性	● 目的は明確で上位の施策に結びついている ○ 目的は上位の施策に結びついていない ○ 内部管理経費のため、上位の施策に結びつかない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・生活保護は、生活に困窮した時、すべての国民に対し平等にその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的としている。
	②行政が関与する妥当性	● 法令及び条例によりサービスが義務付けられている ○ 国、県、市の協調によるもの ○ 民間ではできない、または民間では実施していない ○ 民間に同様・類似のサービスがあるが、質や量等が不十分のため、補完するもの ○ 民間に同様・類似のサービスが存在する 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・生活保護法により市が予算を計上し、要保護世帯に対し、扶助額を支給して支援を行う。

必要性	③市民ニーズ	● 市民のニーズの有無に関わらず実施する必要がある ○ 市民ニーズが増加傾向にある ○ 市民ニーズが現状維持の傾向にある ○ 市民ニーズが減少傾向にある ○ 市民ニーズを把握していない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・生活保護法に規定されている。
	④現時点での優先性や緊急性	● 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある ○ 日常的な安全、生活を確保するために実施する必要がある ○ 公共サービスの平均的水準を確保するために実施する必要がある ○ 現時点での優先性や緊急性は低いものの、市の将来のために実施した方がよい ○ 現時点では必ずしも実施しなくてもよい 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施することで、生活保護制度の充実に繋がる。

公平性	⑤受益者負担は適切か	○ 広く市民を対象としていることから適切である ○ 事務事業の対象が特定されているが、受益者には応分の負担があり適切である ○ 事務事業の対象が特定されているが、受益者には応分の負担となっていないため、見直しの余地がある ● 受益と負担の適正化を求める事業ではない（社会福祉等を目的とする事業など） ○ 公平性の評価になじまない（内部管理業務など） 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・生活困窮者であり、受益者負担は出来ない。

効率性	⑥事業の成果を低下させずにコスト削減を図っているか否か	○ かなり削減できている ○ ある程度削減できている ● あまり削減できない 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・社会情勢や雇用情勢等の影響を受ける為、本事業の成果指標の改善が必ずしも成果向上に繋がらない。しかし、就労支援を促進し収入増を図ることや、退院可能な長期入院患者の退院を促進することで扶助費を抑制できる。
		○ 削減できない ○ 効率性の評価になじまない

有効性	⑦成果指標の目標値(予測値)に対する達成度	○ 目標を上回る ● 目標を概ね達成している ○ 目標をやや下回る 説明欄 上記の理由を説明欄にお書きください。 ・就労数が増加し収入増となれば、自立促進となり生活保護を脱却することも見込まれる。
		○ 目標を下回る ○ 成果指標を設定していない

(4) 評価の総括

所属長所見 1. 妥当性 ● 適切 ○ 見直す余地あり 2. 必要性 ● 適切 ○ 見直す余地あり 3. 公平性 ● 適切 ○ 見直す余地あり 4. 効率性 ○ 適切 ● 見直す余地あり 5. 有効性 ○ 適切 ● 見直す余地あり	総合評価 ・全て適切でA評価 ・適切3～4でB評価 ・適切1～2でC評価 ・全て見直しでD評価 B	A 現状どおり事業を進めることが妥当 B 事業内容や事業手法に改善を行う余地あり C 事業縮小または内容や手法に大幅な見直しが必要 D 事業の廃止や休止など、事業のあり方について検討する必要あり
所属長所見 ■ 拡大・充実 □ 現状維持 ■ 改善 □ 民間委託 □ 統合 □ 縮小 □ 休止 □ 廃止 □ 完了	改革改善案（総合評価でA評価の場合は記載不要） ・被保護世帯は年々増加傾向により、被保護世帯の問題点、自立阻害要因が複雑多岐に及び、ケースワーカーの精神的負担は大きく、増加する被保護世帯へ対応するためにケースワーカーの増員が必要。また被保護世帯への自立促進に向けた取り組みは継続的に必要。	